

令和7年度 第3回
白井市都市計画審議会
議案書

期日 令和7年12月23日（火）

場所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室

議案第1号

印西都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

印西都市計画生産緑地地区の変更(白井市決定)

印西都市計画生産緑地地区中西白井南第一第一種生産緑地地区ほか4地区を次のように変更する。

名 称		面 積	備 考	
番 号	生 産 緑 地 名			
	西白井南第一第一種生産緑地地区	約 1.20 ha	一部廃止	△約 0.82 ha
	西白井南第二第一種生産緑地地区	約 0.81 ha	一部廃止	△約 0.19 ha
			錯誤	△約 0.46 ha
	白井北第一第一種生産緑地地区	約 1.29 ha	一部廃止	△約 0.98 ha
21	富士第三生産緑地地区	約 0.65 ha	一部廃止	△約 0.43 ha
			錯誤	約 0.02 ha
30	名内第四生産緑地地区	約 0.34 ha	一部廃止	△約 0.82 ha
合 計		約 4.29 ha	一部廃止、錯誤	△約 3.68 ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

1. 生産緑地法第14条に基づく行為制限の解除に伴う一部廃止
2. 合計面積の錯誤

1 変更の内訳総括表

今回の変更に関する区域				生産緑地の全体の内訳表			
地区数	廃止	錯誤	面積の増減	変更後		変更前	
				地区数	合計面積	地区数	合計面積
5	△ 約3.24ha	△ 約0.44ha	△ 約3.68ha	38	約 27.49 ha	38	約 31.17 ha

変更理由書

白井市では、昭和 61 年 12 月 23 日に旧生産緑地法に基づき、第一種生産緑地地区約 30.2 ヘクタールを指定した。

また、平成 13 年 4 月 1 日の市制施行に伴い三大都市圏の特定市となったため、平成 13 年 11 月 16 日に改正生産緑地法に基づき、約 23.05 ヘクタールを指定し、さらに平成 14 年 11 月 22 日に土地区画整理事業区域内において約 0.66 ヘクタールを追加指定し、現在では 38 地区、約 31.17 ヘクタールが指定されている。

今回、変更される生産緑地地区は、旧生産緑地法地区 3 地区、改正生産緑地法地区 2 地区の計 5 地区である。

旧生産緑地法地区 3 地区は、指定後 10 年の行為制限期間の経過により、所有者から生産緑地法第 10 条による生産緑地の買取の申出がなされた。その後、生産緑地法第 11 条による生産緑地の買取らない旨の通知を行うとともに、白井市農業委員会に生産緑地の取得の斡旋を行ったが、取得希望者がなかった旨の回答があったことから、「行為の制限」が解除され、生産緑地としての機能が失われたことから一部を廃止するものである。

なお、内一地区は、錯誤により生産緑地地区の面積が減少したことから、都市計画面積の変更を行うものである。

改正生産緑地法地区 2 地区は、主たる従事者の故障により、所有者から生産緑地法第 10 条による生産緑地の買取の申出がなされた。その後、生産緑地法第 11 条による生産緑地の買取らない旨の通知を行うとともに、白井市農業委員会に生産緑地の取得の斡旋を行ったが、取得希望者がなかった旨の回答があったことから、「行為の制限」が解除され、生産緑地としての機能が失われたことから一部及び全部を廃止するものである。

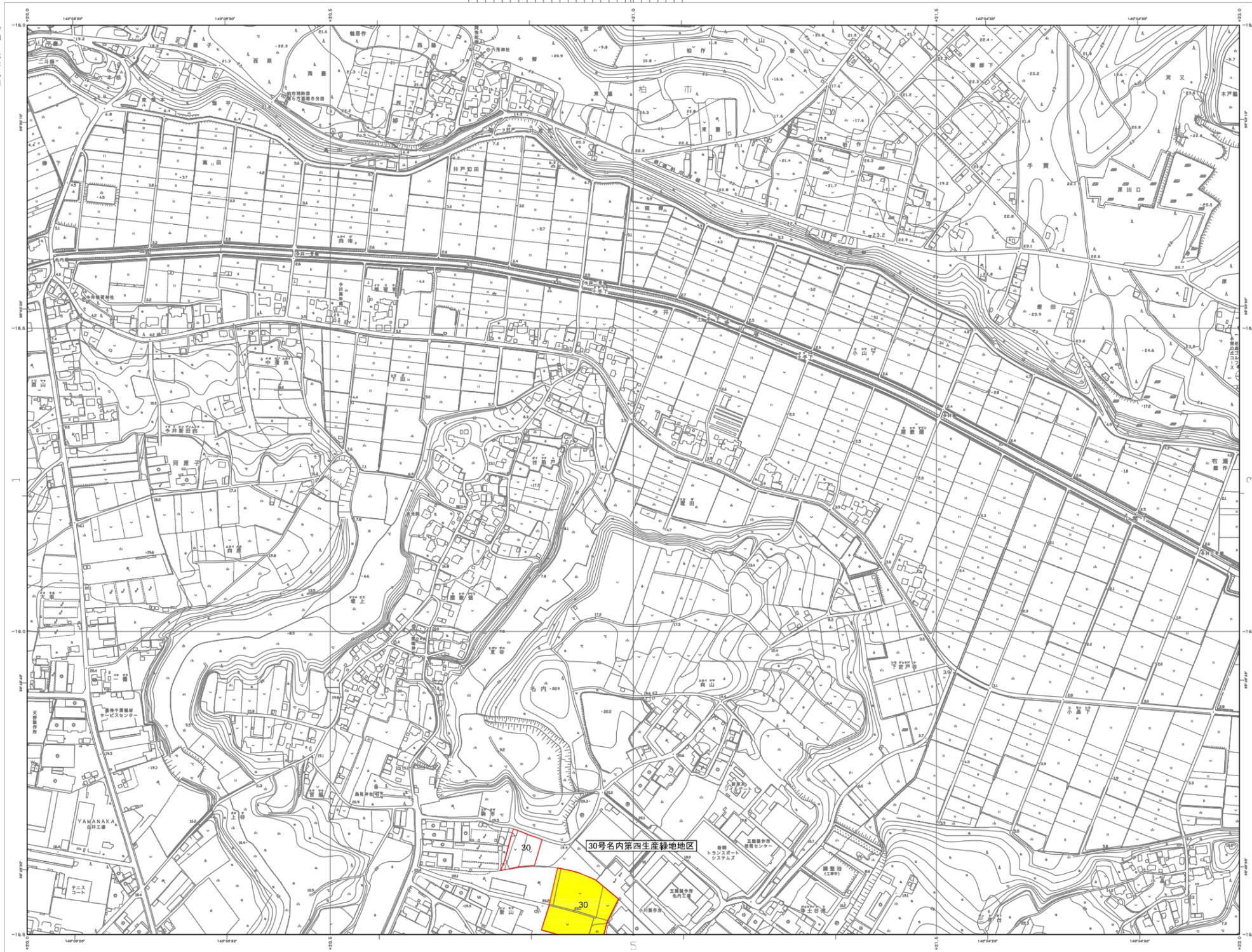
なお、内一地区は、錯誤により生産緑地地区の面積が増加したことから、都市計画面積の変更を行うものである。

白井市都市計画基本図 2

1:2,500
2 (IX-KE 65-1)

凡例
 既決定区域
 廃止する区域

令和七年九月



2 (IX-KE 65-1)



記号

△ 37.2	三角点	△ 37.2	三角点
● 12.04	水準点	● 12.04	水準点
▲ 42.3	多角点等	▲ 42.3	多角点等
▽ 35.6	三角点等	▽ 35.6	三角点等
○ 65.79	（交通）	○ 65.79	（交通）
○ 46.6	（交通）	○ 46.6	（交通）
○ 25.6	（交通）	○ 25.6	（交通）
○ 18.7	（交通）	○ 18.7	（交通）

—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路

—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路



平成17年測量
平成20年測量
平成30年測量
令和3年測量
令和5年測量

1. (1)平成22年12月撮影 航空写真(04, 08, 09) (撮影機材: 航空写真機)
(2)地形図(地形図番号: 50000-111)と対照
2. 平成25年10月の測量
3. 平成28年12月の測量
4. 平成29年7月の測量
5. 令和1年12月の測量
6. 令和2年7月の測量
7. 令和4年12月の測量
8. 令和5年7月の測量

平面図内各標高は、世界測系(JGD2011)とす



この図面は、国土交通省の指定を受けたものである。
（測量法）第26条 第29号
この図面は、国土交通省の指定を受けたものである。
（測量法）第26条 第29号
この図面は、国土交通省の指定を受けたものである。
（測量法）第26条 第29号

計画機関 白井市
作業機関 株式会社バスコ

2 (IX-KE 65-1)

